



行政文書非公開決定通知書

3 観名保第.139 号
令和 3 年 11 月 10 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和 3 年 10 月 27 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称

■名古屋城天守閣復元事業の件で、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所が名古屋市住宅都市局建築審査課と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

①2018/3/2 分

- ・ 前回議事録
- ・ 富岡製糸場西置繭所の素屋根 見学施設資料
- ・ 法第 85 条第 2 項、施行令第 147 条で除外される法文
- ・ 建築法規チェック図

■名古屋城天守閣復元事業の件で、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所が名古屋市消防局と協議した際の配布資料（名古屋城総合事務所保有分）

①2018/4/25 分

- ・ BCJ4/9 第 3 回部会議事録・部会配布資料
- ・ H300105 消防設備安全センター議事録
- ・ はしご車検討図

②2018/5/30 分

- ・ 安全センター打合記録 (H30. 3. 29 付消防庁報道資料「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」の公表)

③2018/6/13 分

- ・ 5/23 安全センター打合記録訂正版、建築センター打合記録+配布資料
- ・ 天守東側消防活動空地検討図
- ・ 大天守 4・5 階消火栓設置検討図
- ・ 消防法チェックリスト

④2018/7/12 分

- ・ 安全センター打合記録 (7/4)

行政文書の名称

- ・システム評価資料目次案
- ・BCJ 第5回部会指摘事項回答書 (7/4 打合記録)
- ⑤2018/8/1 分
 - ・システム評価資料集 (8/1)
- ⑥2018/9/12 分
 - ・【能美防災より】火災予兆検知システムパンフレット2種類、火災予兆センサ特例システムについて、型式承認について
 - ・【竹中より】BCJ 議事録 (第6回部会ドラフト)、橋台平・立面図
- ⑦2018/9/26 分
 - ・【竹中より】小天守避難計画案、橋台・大小天守立面図
- ⑧2018/10/16 分
 - ・消防隊進入口配置位置案
 - ・18/10/15BCJ 部会資料
- ⑨2018/11/7 分
 - ・消防隊進入口配置位置案 (改)
 - ・18/10/15 BCJ 第7回部会指摘事項回答書
 - ・18/10/29 BCJ 本委員会指摘事項回答書
 - ・防災計画書最終版案
- ⑩2018/12/12 分
 - ・システム評価資料案
- ⑪2019/1/23 分
 - ・安全センター打合記録 (H31/1/8)
 - ・指摘回答 (案)
 - ・システム評価資料 (改訂版)
 - ・消火栓・アラーム弁室配置図 (案)、配置ラフパース (案)
- ⑫2019/6/3 分
 - ・BCJ 評価書
 - ・「各設備の作動シーケンス」訂正
 - ・安全センター打合記録 19.02.26
 - ・避難誘導シナリオ質疑回答書
 - ・安全センター指摘回答
 - ・「避難誘導シナリオ (各階配置)」
 - ・コミニカインターホンカタログ抜粋
 - ・「外部の避難誘導」
 - ・システム評価資料「設備編」「建築編」
- ⑬2019/7/31 分
 - ・「質疑事項及び回答内容 (名古屋城天守閣の避難誘導システム)」
 - ・スプリンクラー打合せ図
- ⑭2019/9/11 分
 - ・「質疑事項及び回答内容 (名古屋城天守閣の避難誘導システム)」 (別添資料、追加資料)
- ⑮2019/11/27 分
 - ・10/18 システム評価専門委員会指摘事項・回答案
 - ・上記回答添付資料案

行政文書の名称	⑯2020/1/14分 ・システム評価親委員会用資料【設備編】【建築編】 ⑰2020/2/4分 ・第37回消防システム評価委員会議事録(案) ・名古屋城天守閣整備事業 消防設備システム評価について(以下、評価書案)
公開しない理由	請求に係る行政文書は、名古屋市情報あんしん条例施行規程第7条・別表第2「行政文書保存期間区分基準表」に基づき、保存期間を「事務処理上必要な1年未満の期間」と設定しており、当該行政文書は保存期間を過ぎて廃棄処理が完了し、不存在であるため
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。